

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

(平成30年7月1日現在)

1 職員の女性割合

区分	①職員数	② ①のうち 女性の数	③女性の割合 (②/①)
事務職	8人(8人)	0人(0人)	0%
非常勤職員	1人	1人	100%

※ 括弧内は構成市町からの派遣職員の数で内数。

2 職員一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間(平成29年度)

9.8時間(事務職)

3 年次休暇の平均取得日数(平成29年度)

10.9日